

松本市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針

1 目的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、人に優しい、心休まる素材であるとともに、再生産可能な資源であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

このため、松本市の公共建築物の整備及び公共土木工事等において地域材（市又は長野県内で素材生産された木材）の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定により、長野県が定めた公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定める。

2 基本的な事項

松本市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り地域材を使用するよう努める。

3 公共建築物の整備における木材利用の推進

（1）公共建築物の木造化

松本市が行う公共建築物の整備に当たっては、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進する。ただし、災害応急対策活動に必要な施設等は、この限りでない。

（2）公共建築物の木質化

木造化が困難な場合でも可能な限り内装等の木質化を推進するものとする。

（3）備品・家具・調度品等の木質化

松本市が公共建築物等に導入する備品・家具・調度品等は可能な限り木材製品とする。

4 公共土木工事等における木材利用の推進

松本市が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある場合を除き、設計図書に間伐材を含む木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

5 地域材利用の推進

（1）松本市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、地域材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、可能な限り地域材とする。

（2）松本市が行う公共建築物の整備等における地域材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとする。

（3）松本市が行う公共建築物の整備における地域材の使用に当たっては、素材供給段階における産地証明書を添付させ、地域材であることを竣工検査時に確認するものとする。

6 松本市が補助する施設整備等における地域材利用の推進

松本市は事業主体の理解を求め、可能な限り地域材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

7 木造化・木質化を図る公共建築物及び公共土木工事等

松本市における木材を利用する公共建築物及び公共土木工事等は、次のとおりとする。

木造化を促進する施設	広く市民の利用に供される社会教育・体育施設（公民館、図書館、博物館、美術館、体育館、プールなど）、保健・衛生施設（病院、診療所、保健センターなど）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設など）、行政施設（支所、出張所など）、住宅施設（市営住宅、職員住宅など）、その他の施設（観光施設、公園施設など）
------------	---

特に木質化を重点的に促進する施設	特に木質化を重点的に促進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（公民館、図書館、博物館、美術館、体育館、プールなど）	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書室、研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂、調理室など
保健・衛生施設（病院、診療所、保健センターなど）		待合室、食堂など
社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設など）		リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室など
教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校、など）		教室、体育館、図書室、保健室など
行政施設（支所、出張所など）		事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂など
住宅施設（市営住宅、職員住宅など）		各住戸内の玄関、居室など
その他の施設（保養施設、観光施設、公園施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）		上記に準じた箇所

特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等	
机	事務用、学習用、OA用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用、待合室・ロビー用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ベンチ、プランター、その他外構部材等

特に木材利用を重点的に推進する工法
信州型木製ガードレール、木製(残置)型枠工及び柵工・筋工・沈床工・水路工・階段工・仮設工等で木材の利用が可能な構造物等

8 3 (1) に定める事項に係る延べ床面積の基準は、次のとおりとする。

区 分	基 準
建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められず、積極的に木造化を促進する公共建築物	延べ床面積 200㎡以下
政策的に木造化を促進する公共建築物	延べ床面積 1,000㎡以下

9 この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

適用

この方針は、平成23年4月1日から適用する。